

給水装置工事の指針及び排水設備工事の指針販売に関する取扱

(趣旨)

第1条 給水装置工事の指針及び排水設工事の指針(以下「指針」という。)の販売に関する取扱について必要な事項を定める。

(販売場所)

第2条 指針の販売については、各課各室の担当窓口とする。

(販売価格)

第3条 指針の販売価格は各3,000円(税込み)とする。ただし、官公庁など、公的機関は無償とする。

(販売時の注意事項)

第4条 指針の製品版については、指針の改正及び訂正等があっても、差し替えは行っていないため、販売時に浜松市ホームページにて指針の改正履歴がある旨を通知する。

(細目)

第5条 この取扱に定めるもののほか、必要な事項は、お客さまサービス課長が別に定める。

附 則

この取扱は、令和3年9月1日から施行する。